



# 外国人技能実習制度 の現状、課題等について

平成30年3月23日  
厚生労働省

# 1. 技能実習制度の現状

# 日本で就労する外国人のカテゴリー（総数約127.9万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

## ①就労目的で在留が認められる者 約23.8万人

（いわゆる「専門的・技術的分野」）

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

## ②身分に基づき在留する者 約45.9万人

（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

## ③技能実習 約25.8万人

・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。）。

## ④特定活動 約2.6万人

（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

## ⑤資格外活動（留学生のアルバイト等） 約29.7万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

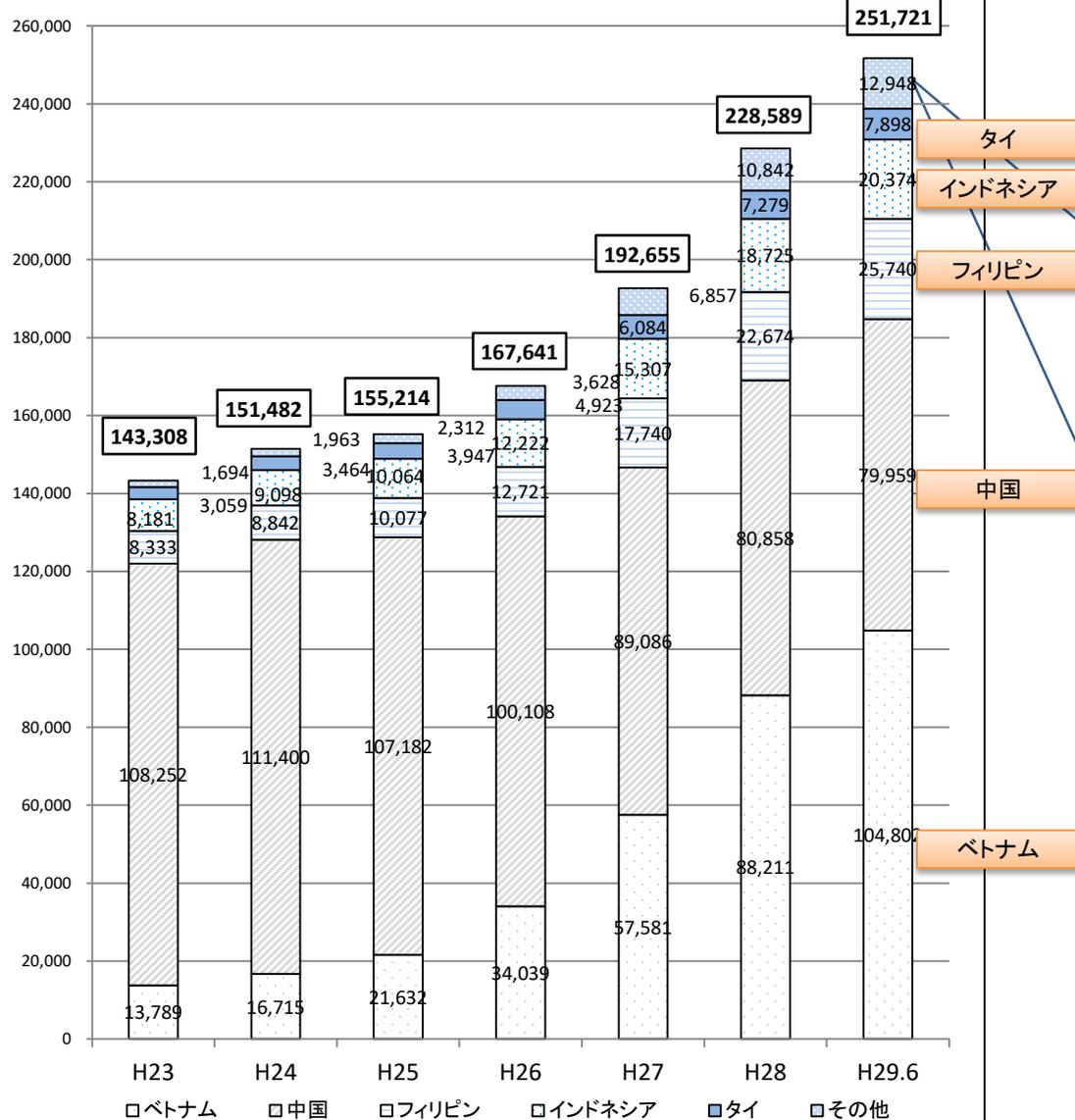
「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律 ・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術 ・人文知識 ・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士 ※ 平成29年9月から新たに追加
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

※外国人雇用状況の届出状況（平成29年10月末現在）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（雇用対策法第28条）。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

# 国籍別技能実習生数の年次推移

## 在留資格「技能実習」の国籍別在留者数



※H23は旧制度の「特定活動(技能実習)」を含む。

## 「その他」の内訳(平成29年6月末時点)

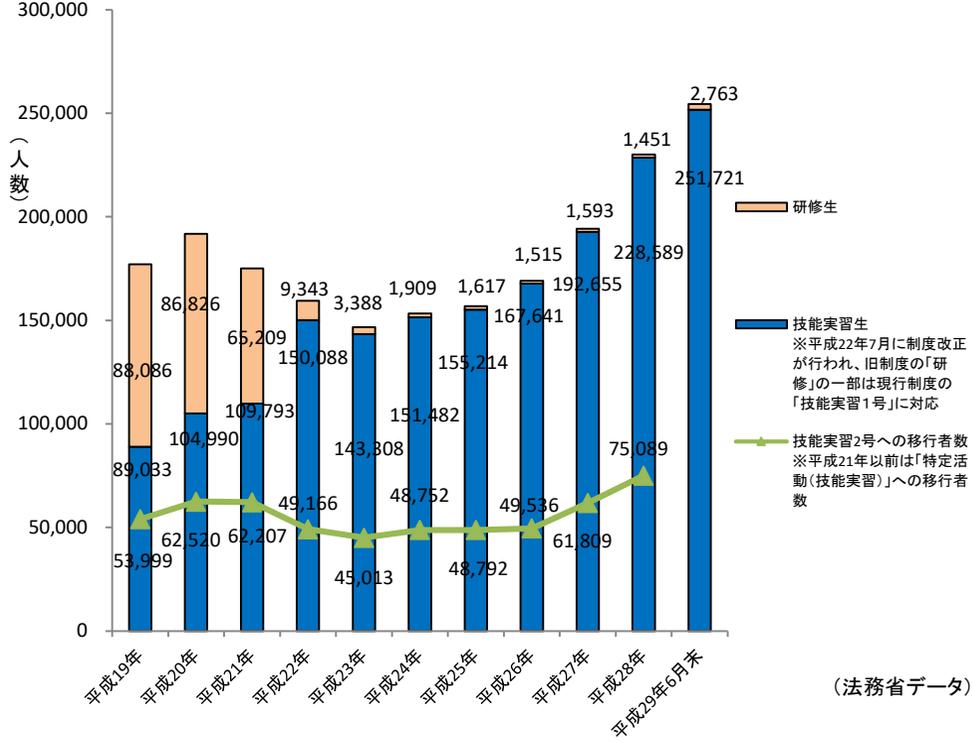
国名	人数
カンボジア	5,704
ミャンマー	5,019
モンゴル	900
ラオス	422
スリランカ	328
ネパール	200
マレーシア	89
バングラデシュ	82
インド	46
ペルー	41
メキシコ	20
ウズベキスタン	17
ブータン	17
サウジアラビア	15
キルギス	13

(法務省データ)

# 技能実習制度の現状

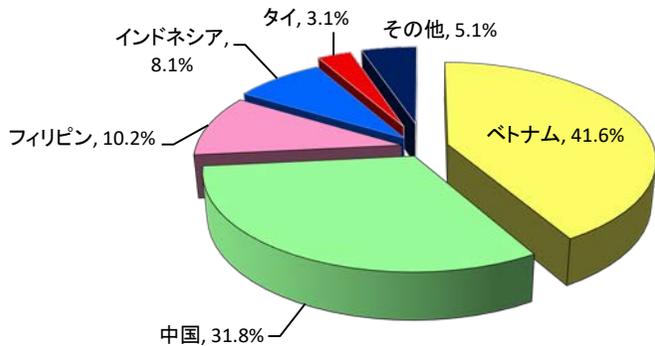
1 平成29年6月末の技能実習生の数は、251,721人  
 ※技能実習2号への移行者数は、75,089人(平成28年)

研修生・技能実習生の在留状況及び「技能実習2号」への移行状況



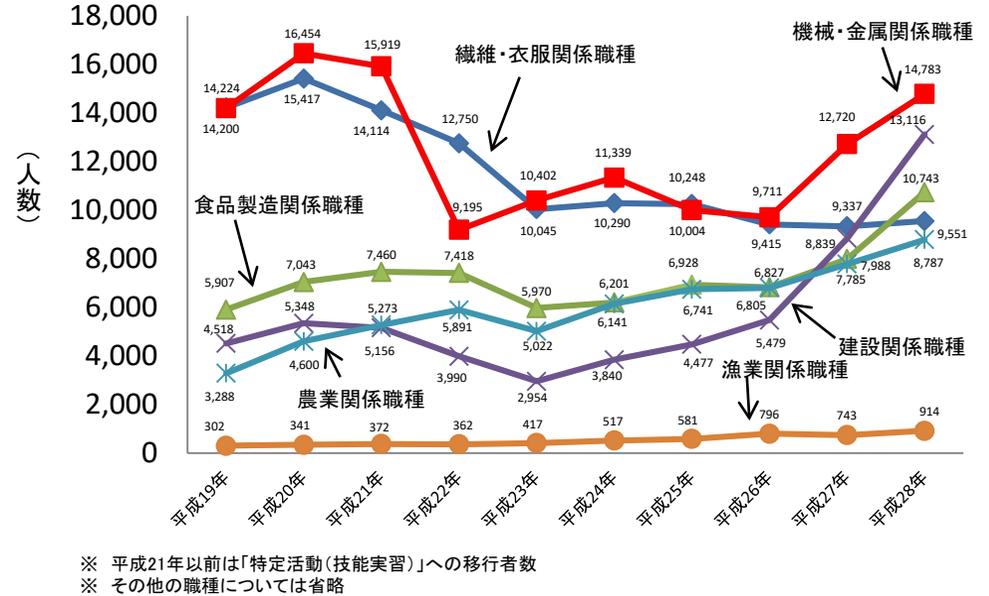
2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②中国 ③フィリピン

平成29年6月末 在留資格「技能実習」総在留外国人国籍別構成比(%)



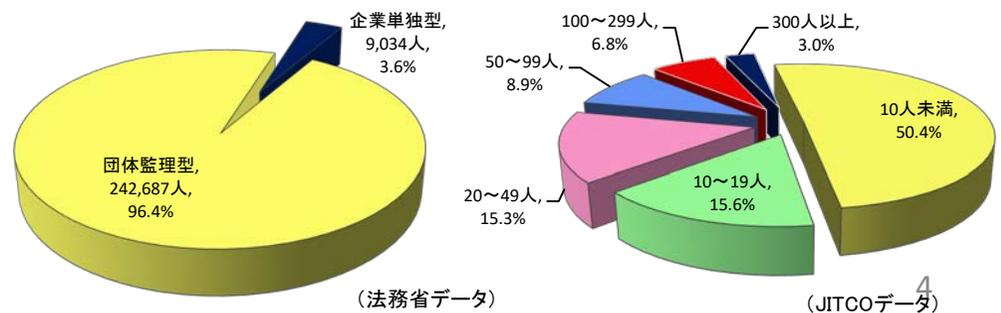
3 全体で77職種あり、受入人数の多い職種は、  
 ①機械・金属関係 ②建設関係 ③食品製造関係

職種別「技能実習2号」への移行者数



4 団体監理型の受入れが96.4%  
 実習実施機関の半数以上が、従業員数19人以下の零細企業

平成29年6月末「技能実習」に係る受入形態別総在留者数 平成28年度 技能実習実施機関従業員規模別構成比(団体監理型)



# 技能実習2号移行対象職種 (平成29年12月6日時点 77職種139作業)

## 1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業*	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業*	養豚
	養鶏
	酪農

## 2 漁業関係 (2職種9作業)

職種名	作業名
漁船漁業*	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
養殖業*	ほたてがい・まがき養殖作業

## 3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	バーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
	内外装板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーベット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工*	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業
築炉	築炉作業

## 4 食品製造関係 (9職種14作業)

職種名	作業名
缶詰巻締*	缶詰巻締
	食鳥処理加工業*
	食鳥処理加工作業
加熱性水産加工食品製造業*	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業*	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
牛豚肉処理加工業*	牛豚部分肉製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業
そう菜製造業*	そう菜加工作業

## 5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転*	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
	合ねん糸工程作業
織布運転*	準備工程作業
	製織工程作業
	仕上工程作業
染色	糸浸染作業
	織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	靴下製造作業
	丸編みニット製造作業
たて編ニット生地製造*	たて編ニット生地製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業
紳士服製造	紳士既製服縫製作業
下着類製造*	下着類製造作業
寝具製作	寝具製作作業
カーベット製造*	織じゅうたん製造作業
	タフテッドカーベット製造作業
	ニードルパンチカーベット製造作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
	ワイシャツ製造作業
座席シート縫製*	自動車シート縫製作業

## 6 機械・金属関係 (15職種29作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業
	非鉄金属鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト作業
	コールドチャンパダイカスト作業
機械加工	普通旋盤作業
	フライス盤作業
	数値制御旋盤作業
	マシニングセンタ作業

## 6 機械・金属関係 (続き)

職種名	作業名
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

## 7 その他 (13職種25作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	製本作業
プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	ブロー成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶接*	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
	印刷箱製箱作業
	貼箱製造作業
	段ボール箱製造作業
陶磁器工業製品製造*	機械ろくろ成形作業
	圧力鑄込み成形作業
	ハット印刷作業
自動車整備*	自動車整備作業
ビルクリーニング	ビルクリーニング作業
介護*	介護

○ 主務大臣が告示で定める職種・作業 (1職種1作業)

職種名	作業名
空港グランドハンドリング*	航空機地上支援作業

(注) \*の職種: 「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」による確認の上, 人材開発統括官が認定した職種

# 繊維・衣服業種における監理団体許可数(平成30年3月8日現在)

	職種	一般	特定	合計
1	紡績運転	52	43	95
2	織布運転	76	52	128
3	染色	52	52	104
4	ニット製品製造	45	36	81
5	たて編ニット生地製造	37	29	66
6	婦人子供服製造	275	300	575
7	紳士服製造	84	93	177

	職種	一般	特定	合計
8	下着類製造	41	51	92
9	寝具製作	64	50	114
10	カーペット製造	27	24	51
11	帆布製品製造	93	89	182
12	布はく縫製	45	43	88
13	座席シート縫製	53	59	112
	繊維・衣服業種合計	355	403	758

# 繊維・衣服業種における「技能実習2号」への移行者数の推移(平成25～29年)

	職種	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1	紡績運転	134	130	137	182	163
2	織布運転	313	299	368	387	409
3	染色	124	158	142	143	172
4	ニット製品製造	162	120	96	119	126
5	たて編ニット生地製造	47	54	39	55	39
6	婦人子供服製造	8,141	7,349	7,292	7,305	7,282
7	紳士服製造	437	409	431	406	531

	職種	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
8	下着類製造	—	—	1	114	207
9	寝具製作	141	207	128	109	128
10	カーペット製造	0	6	6	30	33
11	帆布製品製造	531	524	586	568	398
12	布はく縫製	218	159	111	568	398
13	座席シート縫製	—	—	0	3	242
	繊維・衣服業種合計	10,248	9,415	9,337	9,551	9,857

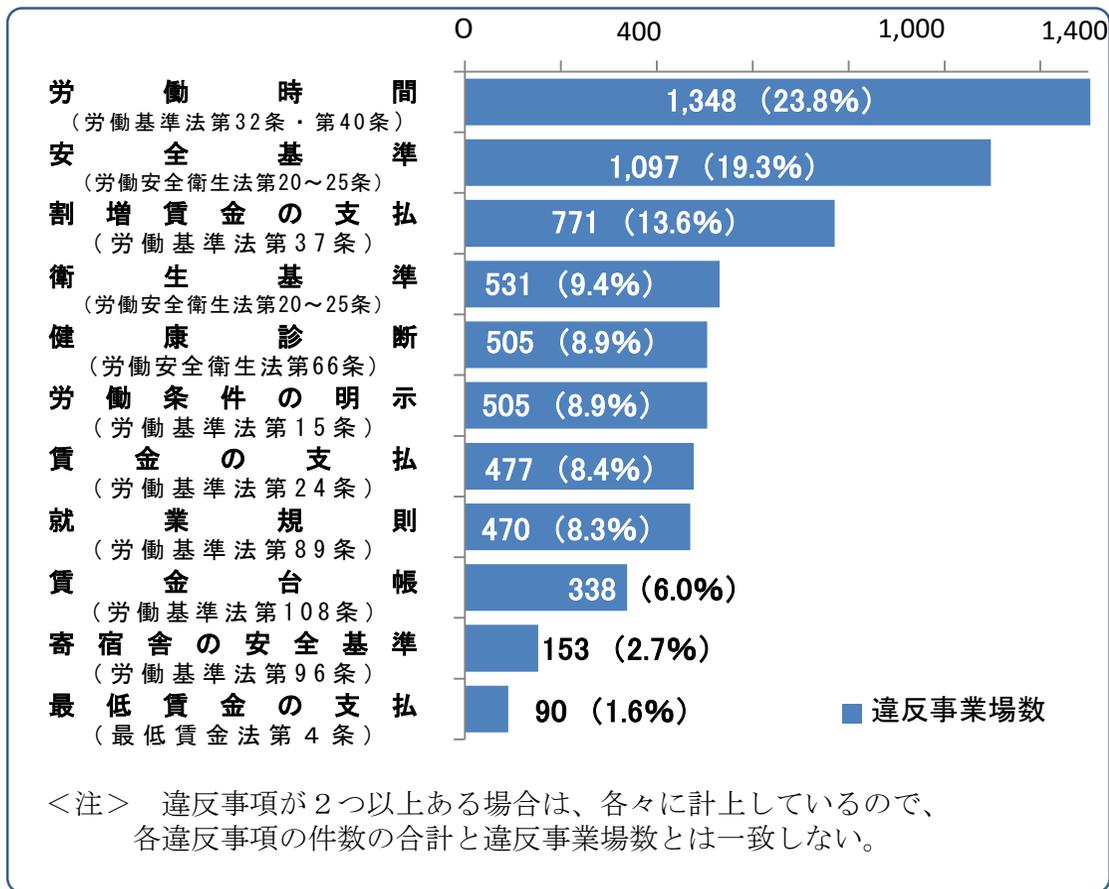
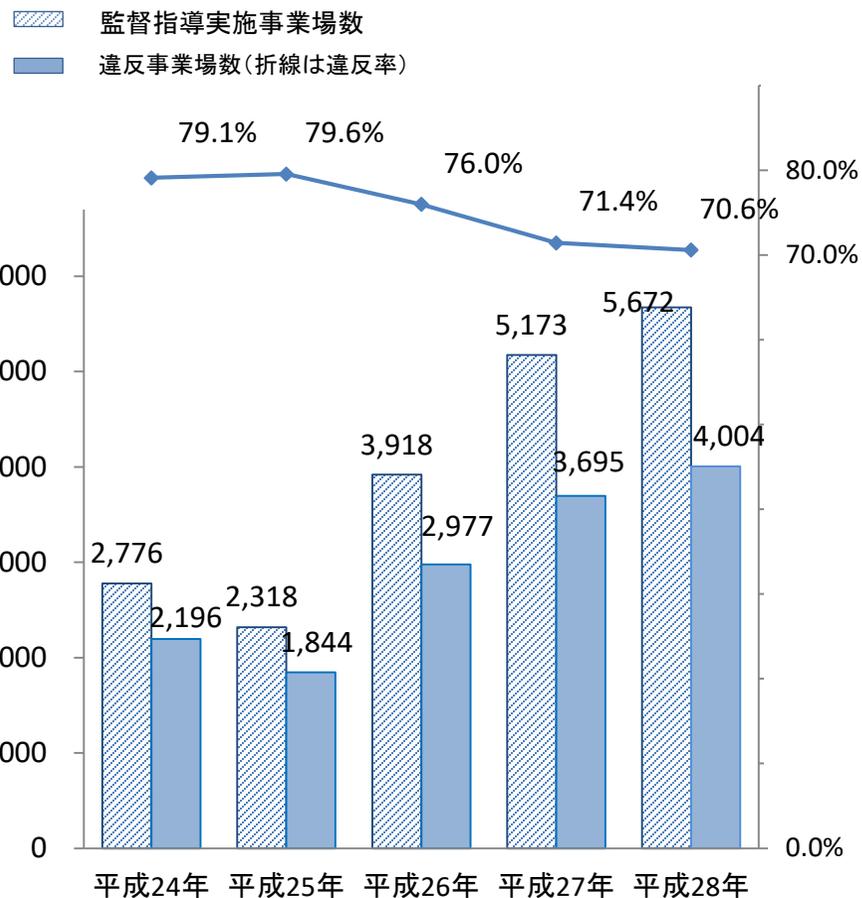
## 2.外国人技能実習生の実習実施機関 に関する監督指導、送検等の状況

# 1 監督指導状況（平成28年全産業）

(1) 全国の労働基準監督機関において、実習実施機関に対して5,672件の監督指導を実施し、その70.6%に当たる4,004件で労働基準関係法令違反が認められた。

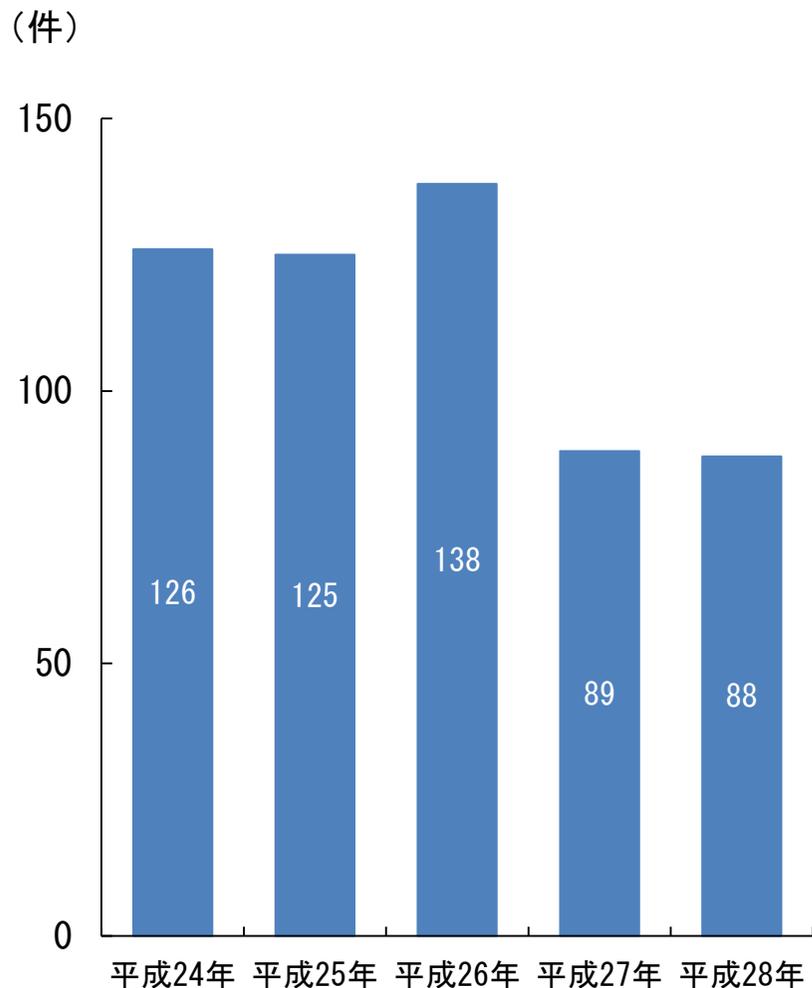
<注>違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。

(2) 主な違反事項は、①労働時間（23.8%）、②使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（19.3%）、③割増賃金の支払（13.6%）の順に多かった。



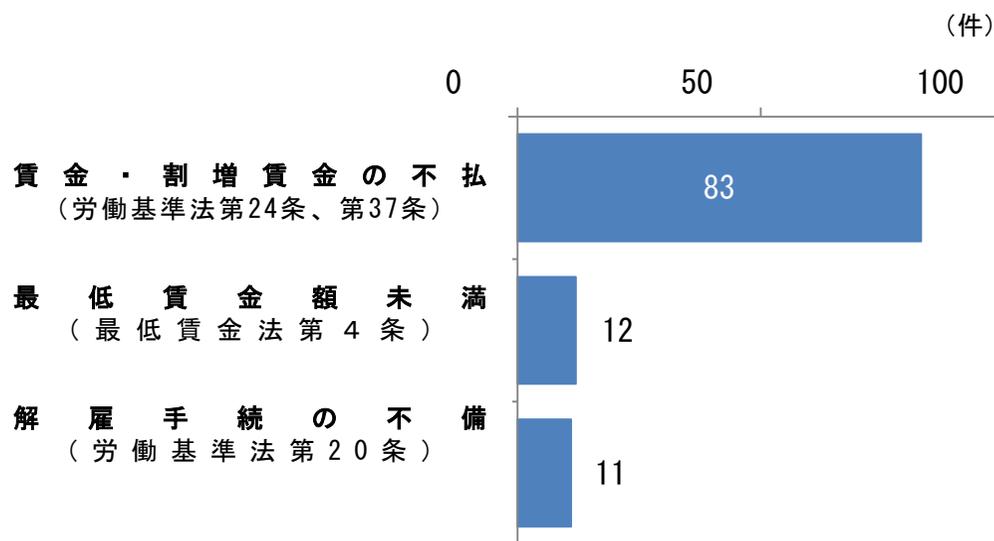
## 2 申告状況（平成28年全産業）

(1) 技能実習生から労働基準監督機関に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は88件であった。



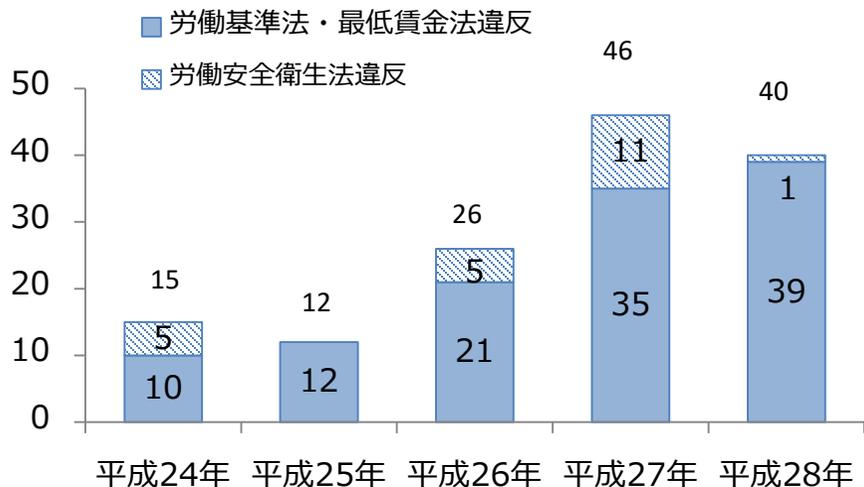
(2) 主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払(83件)、②約定賃金額が最低賃金額未満(12件)、③解雇手続の不備(11件)の順に多かった。

<注>申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上している  
ので、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。



### 3 送検状況（平成28年全産業）

(1) 技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数は40件であった。



(2) 縫製業において、労働基準監督官が送検した事例には、以下のようなものがあった。

#### 事例 1

1,200万円を超える賃金不払及び1か月最長120時間程度の違法な時間外労働を行わせたことにより送検

#### 捜査経過

■ 縫製業の事業場について、技能実習生に対して時間外労働に対する割増賃金が支払われていないとの情報提供があり、立入調査を実施したところ、事業主は「残業はない」など申し立てたが、長期間にわたる賃金不払が疑われた。

- 押収した資料などから、約2年間にわたり、技能実習生5名に対し、「国民年金積立」などの虚偽の名目で違法に控除したり、時間外・休日労働に対して時間単価で500円程度の支払とするなどにより、所定の賃金及び割増賃金、総額約1,200万円が支払われていないことが判明した。
- また、1か月最長120時間程度の違法な時間外労働も行わせていた。

#### 被疑事実

○実習実施機関（法人）及び事業主  
法定の除外事由なく、賃金を控除したこと。

違反条文 → 労働基準法第24条（賃金の全額払）

36協定の限度時間を超えて、労働者に時間外労働を行わせたこと。

違反条文 → 労働基準法第32条（労働時間）

時間外・休日労働に対し、法定の割増率以上で計算した割増賃金を支払っていないこと。

違反条文 → 労働基準法第37条（割増賃金の支払）

## 事例 2

虚偽の帳簿書類の提出や臨検妨害などを繰り返した事業主らを逮捕した上で、賃金不払等により送検

### 捜査経過

- 縫製業の事業場で実習中の技能実習生から、事業場から支払われている賃金が最低賃金額を下回っているなどの申立がなされた。
- 事業場に立入調査を実施したところ、事業主と監理団体の代表者は、労働基準監督官に対して虚偽の記載をした帳簿書類を提出するなどし、さらに、監督官が関係先に立ち入るのを妨害したり、関係者との口裏合わせなどを繰り返していたことが発覚したため、事業主らを逮捕した。
- 捜査の結果、事業場に所属するすべての技能実習生4名の賃金について、月額6万円程度しか支払われておらず、また、時間外・休日労働に対しても時間単価が400円程度となっており、最低賃金額に満たない賃金及び割増賃金、総額約500万円が支払われていなかった。
- 逮捕した監理団体の代表者を取り調べた結果、この事業主の賃金不払について関与していることが明らかになった。

### 被疑事実

- 実習実施機関（法人）及び事業主、監理団体の代表者最低賃金額以上の賃金を支払っていないかったこと。

違反条文 → 最低賃金法第4条（最低賃金額以上の支払）

時間外・休日労働に対し、法定の割増率以上で計算した割増賃金を支払っていないこと。

違反条文 →

労働基準法第37条（割増賃金の支払）

虚偽の陳述、虚偽の記載をした帳簿の提出、臨検監督の妨害を行ったこと。

違反条文 →

労働基準法第120条（虚偽陳述等の罰則）

## 事例 3

賃金の不払及び違法な時間外労働について送検

### 捜査経過

- 縫製業で実習を行う技能実習生からの賃金不払いの申告に基づき監督指導を実施したところ、技能実習生6名に対して、8ヶ月間、事業主は「帰国の際にまとめて支払えば文句ないだろう」との理由で賃金を全く支払わず、不払いとなっている賃金が総額約1,100万円であった。
- また、時間外労働・休日労働の合計が最長の者で月約240時間、月平均約170時間と、36協定の協定時間を超える違法な時間外労働を行わせていたため、事業主を送検

### 被疑事実

実習実施機関の事業主

技能実習生に最低賃金額以上の賃金を支払っていないかった。技能実習生に36協定の協定時間を超えて違法な時間外労働を行わせていた。

違反条文 →

最低賃金法第4条（最低賃金以上の支払） 12  
労働基準法第32条（労働時間）

## 事例 4

### 割増賃金の不払について、強制捜査を実施し、監理団体の代表理事も共犯で送検

#### 捜査経過

- 縫製業で実習を行う技能実習生からの割増賃金不払の申告を受けて監督指導を実施したが、事業主は虚偽の賃金台帳を労働基準監督官に提示の上、「残業はさせていない」と主張し、さらに「私は事業主ではなく事業主の弟である」などと事実を隠匿し続けたため、強制捜査を実施し、証拠物を確保した。
- 証拠物を検証した結果、36協定の対象労働者に技能実習生は含まれていないにもかかわらず、技能実習生に対して、最長の者で月約170時間、月平均約140時間の違法な時間外労働を行わせていた。また、割増賃金の時間単価が300円から350円であり、技能実習生延べ7名に対して、2年4ヶ月にわたり総額約1000万円の不払が認められたため、実習実施機関（法人）及び事業主を送検
- また、監理団体の代表理事は、時間外労働の割増賃金の時間単価が100円から350円と記載された雇用契約書を作成し、来日前の現地での選考面接の際、技能実習生にサインさせていたことから明らかになったため、共犯として、送検。

#### 被疑事実

- 実習実施機関（法人）及び事業主  
36協定の対象でない技能実習生に違法な長時間労働を行わせていた上、時間外労働の割増賃金を法定以上の額で支払っていなかった。

#### 違反条文

労働基準法第32条（労働時間）、第37条（割増賃金の支払）

- 監理団体の代表理事  
時間外労働の割増賃金額が法定未満である雇用契約書を作成の上、技能実習生にサインさせ、実習実施機関における違法行為に荷担した。

#### 違反条文

労働基準法第37条（割増賃金の支払）、刑法第60条（共同正犯）

技能実習生関係監督指導結果・業種別(平成28年4月から11月)

	合計	違反率(%)	製造業						建設業	農業	その他
			食料品製造業	繊維製品製造業	金属製品製造業	一般機械器具製造業	電気機械器具製造業	左以外の製造業			
監督指導実施事業場数	89		4	15	21	2	4	26	8	9	
うち違反事業場数	80		4	13	20	1	4	21	8	9	
違反率(%)	89.9		100	86.7	95.2	50	100	80.8	100	100	
労働基準法第15条	13	14.6	2	1	1		3	5	1		
同法第24条	17	19.1		6	1	1	1	7	1		
同法第32条	32	36	3	6	8		1	7	2	5	
同法第34条	0	0									
同法第35条	2	2.2		1						1	
同法第37条	24	27		11	3		1	4	2	3	
同法第89条	5	5.6			3		1	1			
同法第108条	13	14.6		5	1	1	2	3		1	
同法(その他)	11	12.4		1	4			5		1	
最低賃金法第4条	11	12.4		10			1				
労働安全衛生法	43	48.3	3		16	1	1	15	6	1	
安全関係	39	43.8	2		15	1	2	12	6	1	
衛生関係	33	37.1	1		15	1		14	1	1	

技能実習生関係監督指導結果・業種別(平成29年4月から11月)

	合 計	違反率 (%)	製造業						建 設	農 業	そ の 他
			食 料 品 製 造 業	織 維 製 品 製 造 業	金 属 製 品 製 造 業	一 般 機 械 器 具 製 造 業	電 気 機 械 器 具 製 造 業	左 以 外 の 製 造 業			
監督指導実施事業場数	117		11	36	1	2	3	50	6	2	6
うち違反事業場数	70		3	28	0	1	1	31	4	0	2
違反率(%)	59.8		27.3	77.8	0	50	33.3	62	66.7	0	33.3
労働基準法第15条	4	3.4	2	0	0	0	0	2	0	0	0
同法第24条	6	5.1	2	1	0	0	0	2	1	0	0
同法第32条	27	23.1	3	12	0	0	0	11	1		0
同法第34条	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
同法第35条	5	4.3	0	4	0	0	0	0	1		0
同法第37条	30	25.6	3	24	0	0	0	0	3	0	0
同法第89条	5	4.3	0	0	0	0	0	0	4	0	1
同法第108条	12	10.3	0	8	0	0	0	0	3	0	1
同法(その他)	7	6	1	4	0	0	0	1	1	0	0
最低賃金法第4条	17	14.5	0	14	0	0	0	1	0	1	1
労働安全衛生法	29	24.8	1	4	0	0	0	0	22	1	1
安全関係	13	11.1	0	0	0	0	0	0	12	1	0
衛生関係	20	17.1	1	4	0	0	0	0	14	0	1

年	業種	技能実習生関係の送検状況 送検内容	備考
22年	縫製業	割増賃金・最低賃金	
	金属製品製造業	雇入時の安全衛生教育	
23年	縫製業	最低賃金・割増賃金・労働条件明示 虚偽の陳述	
24年	縫製業	時間外労働・割増賃金・虚偽の陳述	
25年	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金	監理団体の長を送検
	縫製業	最低賃金・割増賃金	
	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金	
26年	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金・虚偽の陳述	
	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金・虚偽の陳述	
	金属製品製造業	賃金不払	
27年	食料品製造業	時間外労働・割増賃金・虚偽報告	
	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金	
	縫製業	最低賃金・割増賃金	
	縫製業	最低賃金・割増賃金	
	縫製業	最低賃金・割増賃金	
	鋳物業	時間外労働	
28年	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金	
	縫製業	時間外労働	
	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金・虚偽の陳述	監理団体の長を送検、 事業主等逮捕
	縫製業	最低賃金	
	縫製業	最低賃金	
	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金	
29年	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金	

### 3. 技能実習制度の見直し等

# 技能実習制度の見直しの内容について

開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため、管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る。

## 旧制度

- ① 政府(当局)間の取決めがない保証金を徴収している等の不適正な送出し機関の存在
- ② 監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり、実習体制が不十分
- ③ 民間機関である(公財)国際研修協力機構が法的権限がないまま巡回指導
- ④ 実習生の保護体制が不十分
- ⑤ 業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分

## 見直し後

- ① 実習生の送出しを希望する国との間で**政府(当局)間取決め**を順次作成することを通じ、相手国政府(当局)と協力して不適正な送出し機関の排除を目指す。
- ② 監理団体については**許可制**、実習実施者については**届出制**とし、技能実習計画は個々に**認定制**とする。
- ③ 新たな**外国人技能実習機構(認可法人)**を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
- ④ **通報・申告窓口**を整備。人権侵害行為等に対する**罰則**等を整備。**実習先変更支援**を充実。
- ⑤ 業所管省庁、都道府県等に対し、**各種業法等に基づく協力要請**等を実施。これらの関係行政機関から成る「**地域協議会**」を設置し、指導監督・連携体制を構築。

## 優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

(注) 橙色網掛け部分は法律で規定

- ① 優良な監理団体等への実習期間の延長 → **3年間** ⇒ **5年間** (一旦帰国後、最大2年間の実習)
- ② 優良な監理団体等における受入れ人数枠の拡大 → 常勤従業員数に応じた人数枠を倍増 (**最大5%まで** ⇒ **最大10%まで等**)
- ③ 対象職種 of 拡大 → **地域限定の職種・企業独自の職種(社内検定の活用)・複数職種の実習の措置**  
職種の随時追加

※優良な監理団体等とは、法令違反がないことはもとより、技能評価試験の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

# 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の**技能実習の適正な実施**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

## 法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

### 1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為**等について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請**等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による**地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
  - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
  - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
  - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
  - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

### 2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ**(4~5年目の**技能実習の実施**)を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

### 3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

## 施行日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日  
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

同年11月28日公布

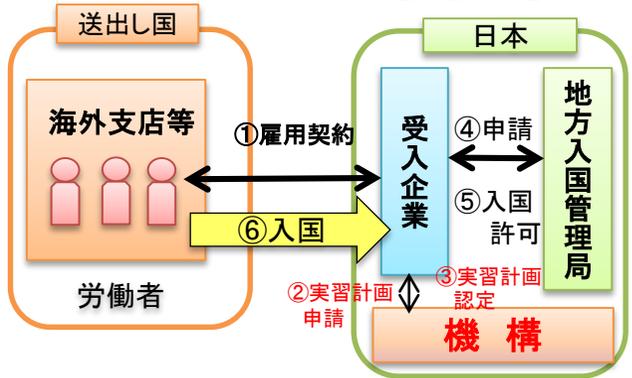
# 技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約25万人在留している。  
※平成29年6月末時点

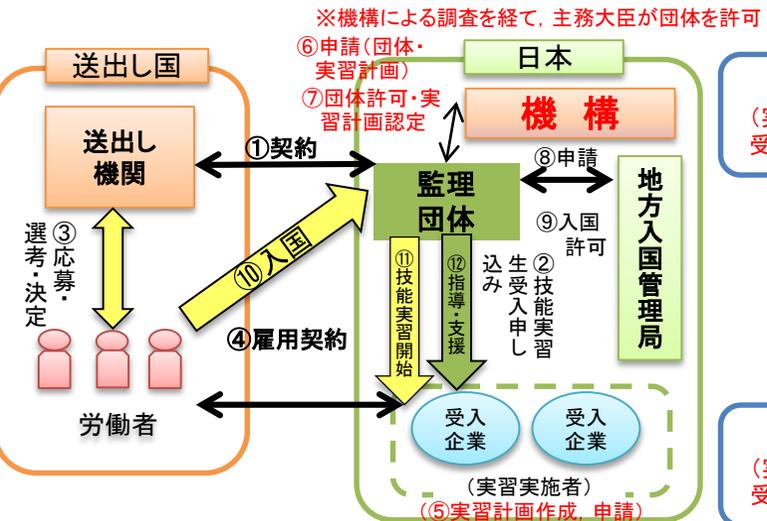
※新制度の内容は赤字

## 技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

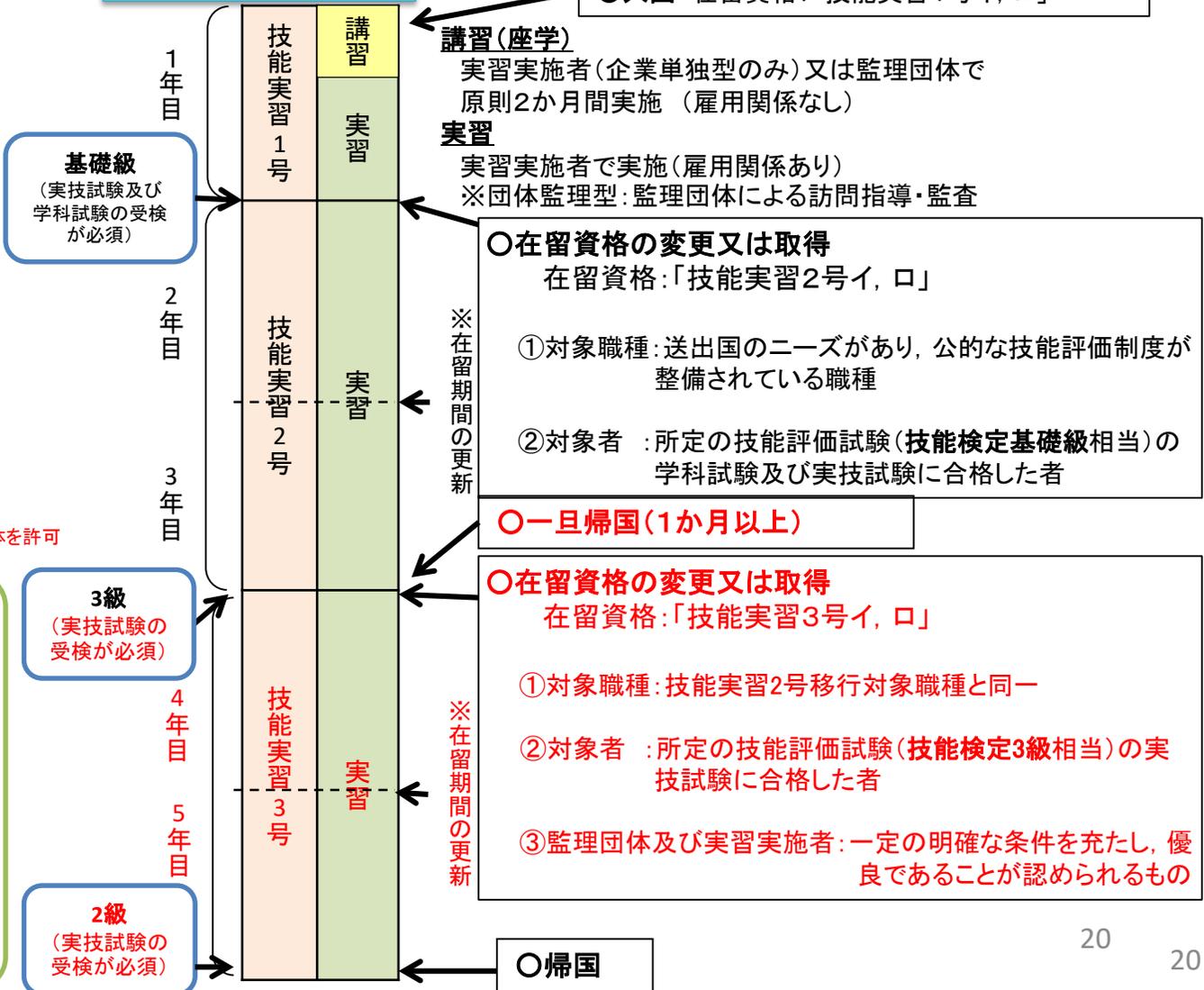
**【企業単独型】** 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



**【団体監理型】** 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



## 技能実習の流れ



○入国 在留資格:「技能実習1号イ, ロ」

**講習(座学)**  
実習実施者(企業単独型のみ)又は監理団体で原則2か月間実施(雇用関係なし)

**実習**  
実習実施者で実施(雇用関係あり)  
※団体監理型: 監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更又は取得  
在留資格:「技能実習2号イ, ロ」

①対象職種: 送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種

②対象者: 所定の技能評価試験(技能検定基礎級相当)の学科試験及び実技試験に合格した者

○一旦帰国(1か月以上)

○在留資格の変更又は取得  
在留資格:「技能実習3号イ, ロ」

①対象職種: 技能実習2号移行対象職種と同一

②対象者: 所定の技能評価試験(技能検定3級相当)の実技試験に合格した者

③監理団体及び実習実施者: 一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められるもの

○帰国

# 不正行為に対する実務の流れ

## 旧制度

### 〔端緒〕

- ・ 技能実習生からの相談
- ・ 労働基準監督機関からの通報
- ・ 在留資格変更・在留期間更新の申請書類
- ・ JITCOの母国語相談 など

### 実態調査

### 受入れ停止

- 技能実習の適正な実施を妨げるものである場合  
⇒ 不正行為終了日後、欠格期間(1~5年間)を経過し、かつ、改善措置が講じられるまでは、新規受入れ不可(現にいる技能実習生は転籍させるよう指導)。

件数等を公表

### 改善指導

- 技能実習の適正な実施を妨げるものではない場合  
⇒ 再発防止に必要な改善措置を講じ、適正化されたと判断されるまで、新規受入れ不可。

### 注意喚起

- 不正の態様や程度がごく軽微な場合  
⇒ 再発防止について注意喚起。

## 新制度

### 〔端緒〕

- ・ 定期的な実地検査
- ・ 技能実習生からの相談・申告  
⇒ 検査権限を持つ機構に相談・申告窓口を設置  
申告を理由とする不利益取扱いの禁止(罰則あり)
- ・ 労働基準監督機関, 地方入管局等からの通報 など

### 実地検査等

### 許可・認定の取消し(法16条1項, 37条1項)

- 重大な許可・認定基準違反, 法令違反等があれば, 取消し。

### 業務停止命令(法37条3項・監理団体のみ)

- 許可基準違反や法令違反に対し, 期間を定めて業務停止を命令(同時に改善命令も可。)

### 改善命令(法15条1項, 36条1項)

- 出入国・労働関係法令(技能実習法を含む。)違反があれば, 期限を定めて改善を命令。

※業務停止命令・改善命令に違反した場合の罰則あり

事業者名等を公表

機構／主務大臣

主務大臣

地方入国管理局

# 技能実習生に対する支援・保護方策

## 1 相談・支援体制の整備

### (1) 母国語による通報・相談窓口の整備等

- 新制度では、電話のほか、メールの対応も整備。  
※中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語(フィリピン語)、英語に加え、新たにタイ語への対応も追加。

### (2) 実習先変更支援体制の構築

- 実習実施者や監理団体に実習継続が困難な場合の届出義務(19条、33条)及び実習継続に関する対応義務(51条)を法律に規定。
- 機構が、実習生からの相談に対応し、保有情報を活用しながら、転籍先の調整も含む支援を実施。

### (3) 実習生への一時宿泊先の提供

- 実習生が、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない場合に、機構が一時宿泊先を提供。
- 新たな実習先の確保等の支援も実施。

### (4) 実習生への技能検定等の受検手続支援

- 機構が、監理団体からの申請に基づき、試験実施機関との調整による受検日程等の決定や、合否結果の迅速な把握等の支援を実施。

## 2 罰則の整備

罰則	監理団体	実習実施者
1年以上10年以下の懲役 又は 20万円以上300万円以下の罰金	① 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって <u>技能実習を強制する行為</u> (46条)	労働基準法に同様の規定あり (5条)
6月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金	② <u>違約金等を定める行為</u> (47条1項) ③ <u>貯蓄金を管理する契約を締結する行為</u> (47条2項)	労働基準法に同様の規定あり (16条・18条1項)
	④ <u>旅券等を保管する行為</u> (48条1項) ⑤ <u>私生活の自由を不当に制限する行為</u> (48条2項) ⑥ <u>法違反事実を主務大臣に申告したことを理由とする技能実習生に対する不利益取扱い</u> (49条2項)	

※ ④については、実習生の意思に反して行った場合を処罰。

※ ⑤については、解雇その他の労働関係上の不利益等を示して技能実習時間外の外出制限等を告知した場合を処罰。